○母子及び父子並びに寡婦宿祉法施行納則	
<b>秦</b>	Щ
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行紳則
器性 出 に に に に に に に に に に に に に	因性 居性 十二 日本 1 日本 1 日本 1
	型の 現 関 第 三 十 二 中 の 1 一
改正 昭和五八年 四月 一日規則第 昭和五八年一〇月 四日規則第	改正 昭和五八年 四月 一日規則第 昭和五八年一〇月 四日規則第
1111日中 七七中	1111年中 七七中
平成 三年 三月 五日規則第 平成一一年一二月二八日規則第	平成 三年 三月 五日規則第 平成一一年一二月二八日規則第
<b>九</b> 导	<b>九号</b>
平成一二年 三月三一日規則第 平成一三年 三月 九日規則第	平成一二年《三月三一日規則第 平成一三年》三月(九日規則第
大 <u>回</u> 中	大国中 1   ○中
平成一三年一〇月一九日規則第 平成一五年 二月二一日規則第	平成一三年一〇月一九日規則第 平成一五年(二月二一日規則第
1 ○	1   1   1   1   1   1   1   1   1   1
平成一五年 人月 一日規則第 平成一七年 三月 七日規則第	平成一五年 八月 一日規則第 平成一七年 三月 七日規則第
1	4年11 4年11
平成一九年 三月三〇日規則第 平成一九年一二月二一日規則第	平成一九年 三月三〇日規則第 平成一九年一二月二一日規則第
11<中 10七中	11八中 1 0七中
平成二六年一〇月一〇日規則第 平成二七年  八月二五日規則第	平成二六年一〇月一〇日規則第 平成二七年   八月二五日規則第
用<中 用<中	用用中
平成二八年 三月 一日規則第	平成二八年 三月 一日規則第
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則
(趣旨)    題名改正〔平成二六年規則五八号〕	(趣旨) 題名改正〔平成二六年規則五八号〕
二十九号。以下「法」という。) に基づく資金の貸付けに関し、法及び母子第一名 この規則に ほう及ひなう並ひに実婚権和没 (昭末三十七年没得第百	二十九号。以下「法」という。) に基づく資金の貸付けに関し、法及び母子  第一条 この規則は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百
及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和三十九年政令第二百二十四号。以下一二十九号、以下一次」ひい?()に妻っく資金の省付はは見し、谷及びは予	
「令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。「及しろニュウに乳ぬなるを飲みなる。印表ニナナ年頃を第二百二十四号、以下	「令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。「なつろう」立つい事が存在さまなす。(即不三十十年頃を含って目二十四年、ジョ
一部改正「平成二六年規則五八号」	一部改正「平成二六年規則五八号」「おひに、「はなる。」のいって、「はなる。」のいって、「はなる。」ののには、「お見れることでは、「ない」では、「おりには、「は見れる」とは、「は見れる」とは、「は見れることで
第二条	第二条
【字成一二年期則六回号】	[ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ]
(母子惺址資金の貸付けの申請)	(母子幅祉資金の資付けの申請)
第三条 法第十三条第一項及び法附則第三条の規定により母子福祉資金の貸付(()、おおおうのの作りのは言い	
	けを受けようとする者(以下この条及び第五条において「申請者」という。)

- 知事に申請しなければならない。は、資金貸付申請書(別記第一号様式)に次の各号に掲げる書類を添付しては、資金貸付申請書(別記第一号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して
- ずる者を含む。)に関する戸籍の謄本又は抄本一申請者及び申請者の扶養する児童(二十歳以上である子その他これに準
- する書類 一 申請者が法第六条第一項に規定する配偶者のない女子であることを証明
- であるときは、そのことを証明する書類及び法定代理人の承諾書三 申請者が父母のない児童又は配偶者のない女子が現に扶養している児童
- その他これに準ずる者であるときは、そのことを証明する書類三の二 申請者が配偶者のない女子が現に扶養している二十歳以上である子
- きは、市町村長の発行する災害を受けたことを証明する書類四 令第八条第六項の規定により据置期間の延長の特例を受けようとすると
- は、事業計画書(別記第三号様式)五 母子事業開始資金又は母子事業継続資金の貸付けを受けようとするとき
- とするときは、修学(修業)先調書(別記第四号様式)大 母子修学資金、母子修業資金又は母子就学支度資金の貸付けを受けよう
- 記第五号隊式)七 母子技能習得資金の貸付けを受けようとするときは、技能習得先調書(別
- 記第六号様式)又は採用通知書人 母子就職支度資金の貸付けを受けようとするときは、就職決定見込書(別
- 記載した診断書(別記第七号様式)ようとするときは、医師又は歯科医師の発行する所要経費見込額を併せて丸 母子医療介護資金のうち、医療を受けるのに必要な資金の貸付けを受け
- 利用者負担額及び介護を受ける期間を確認できる書類必要な資金の貸付けを受けようとするときは、当該介護に係る費用の総額、規定する保険給付に係るサービス(以下「介護」という。)を受けるのに十 母子医療介護資金のうち、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)に
- 付を受けていない場合にあつては、失業者であることが確認できる書類)は、公共職業安定所長が交付する受給資格者証の写し(受給資格者証の攻ナー 失業している期間中の母子生活資金の貸付けを受けようとするとき
- (別記第八号様式)及び平面図十二 母子住宅資金の貸付けを受けようとするときは、住宅に関する計画書
- 用承認書の写し十三 母子転宅資金の貸付けを受けようとするときは、賃貸借契約書又は使

- 知事に申請しなければならない。は、資金貸付申請書(別記第一号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して
- ずる者を含む。)に関する戸籍の謄本又は抄本一申請者及び申請者の扶養する児童(二十歳以上である子その他これに準
- する書類 二 申請者が法第六条第一項に規定する配偶者のない女子であることを証明
- であるときは、そのことを証明する書類及び法定代理人の承諾書三 申請者が父母のない児童又は配偶者のない女子が現に扶養している児童
- その他これに準ずる者であるときは、そのことを証明する書類三の二 申請者が配偶者のない女子が現に扶養している二十歳以上である子
- きは、市町村長の発行する災害を受けたことを証明する書類四 今第八条第五項の規定により据置期間の延長の特例を受けようとすると
- は、事業計画書(別記第三号様式) 五 母子事業開始資金又は母子事業継続資金の貸付けを受けようとするとき
- とするときは、修学(修業)先調書(別記第四号様式)大 母子修学資金、母子修業資金又は母子就学文度資金の貸付けを受けよう
- 記第五号様式)七 母子技能習得資金の貸付けを受けようとするときは、技能習得先調書(別
- 記第六号様式)又は採用通知書人 母子就職支度資金の貸付けを受けようとするときは、就職決定見込書(別
- 記載した診断書(別記第七号様式)ようとするときは、医師又は歯科医師の発行する所要経費見込額を併せて丸 母子医療介護資金のうち、医療を受けるのに必要な資金の貸付けを受け
- 利用者負担額及び介護を受ける期間を確認できる書類必要な資金の貸付けを受けようとするときは、当該介護に係る費用の総額、規定する保険給付に係るサービス(以下「介護」という。)を受けるのに十 母子医療介護資金のうち、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)に
- 付を受けていない場合にあつては、失業者であることが確認できる書類)は、公共職業安定所長が交付する受給資格者証の写し(受給資格者証の攻十一 失業している期間中の母子生活資金の貸付けを受けようとするとき
- (別記第八号様式)及び平面図十二 母子住宅資金の貸付けを受けようとするときは、住宅に関する計画書
- 用承認書の写し十三 母子転宅資金の貸付けを受けようとするときは、賃貸借契約書又は使十三 母子転宅資金の貸付けを受けようとするときは、賃貸借契約書又は使

十四 その他知事が必要と認める書類

一部牧正「平戎一二年規則六四号・一三年二〇号・一〇五号・一五 年二号・一一五号・一九年一〇九号・二六年五八号)

- 第四条 法第十四条の規定により資金の貸付けを受けようとする母子・父子福 第四条 法第十四条の規定により資金の貸付けを受けようとする母子・父子福 は団体は、資金団体貸付申請書(別記第十一号策式)に吹の各号に掲げる書 類を添付して知事に申請しなければならない。
  - 当該母子・父子福祉団体の登記事項証明書及び定款
- 二 当該母子・父子福祉団体の行う全事業についての前会計年度に係る収支 計算書
- 三 当該母子・父子福祉団体が法第六条第六頃に規定する母子・父子福祉団 体であることを証明する書類
- 四 その他知事が必要と認める書類

一部牧正「平戎」五年関則一一五号・一七年二五号・二六年五八号) (貸付けの失定等及び通知)

第五条 知事は、第三条又は前条の規定による貸付申請書を受理したときは、 速やかここれを審査し、資付けを失定したときは貧金貸付失定通知書(別記 第十二号隊式)により、貸付けない旨を失定したときは資金貸付不承認決定 通知書(別記第十三号簇式)により、それぞれ申請者又は母子・父子福祉団 体に通知するものとする。

一部改正〔平成二六年規則五八号〕

(用語の鼻田県)

第六条 前条の規定により資金貸付失定通知書を受けた者は、速やかに資金笛 第六条 前条の規定により資金貸付決定通知書を受けた者は、速やかに資金售 用書(別記第十四号籐式)にその者及びその保証人の印鑑証明書を除けし、 知事に提出しなければならない。

(田田)

- 第七条 母子煏祉資金の貸付けを受けた者(以下「借主」という。)は、汝の 第七条 母子福祉資金の貸付けを受けた者(以下「借主」という。)は、汝の 各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該各号に定める書類により知 事に届け出なければならない。
  - | 借主、今第九条第三項の規定により連帯債務を負担する者(以下「連帯 借主」という。) 又は保証人が氏名又は住所を変更したとき 氏名(住所) 変更届 (別記第十五号籐式)
  - 二 保証人を変更したとき 資金惜受保証人変更届(別記第十六号様式)及一 び新たな保証人の印鑑証明書
- 三一 母子修学資金の貸付けを受けて修学している者が転攻したとき「転攻軍」 三一母子修学資金の貸付けを受けて修学している者が転攻したとき

十四 その他知事が必要と認める書願

一部牧正「平戎」二年規則六四号・一三年二〇号・一〇五号・一五 年二号・一一五号・一九年一〇九号・二六年五八号〕

- 祉団体は、資金団体貸付申請書(別記第十一号様式)に吹の各号に掲げる書 類を派付して知事に申請しなければならない。
  - 当該母子・父子福祉団体の登記事項証明書及び定款
- ||| 当該母子・父子福祉団体の行う全事業についての前会計年度に係る収支 計算書
- 三 当該母子・父子福祉団体が法第六条第六頃に規定する母子・父子福祉団 体であることを証明する書類
- 四 その他知事が必要と認める書類

一部改正〔平成一五年規則一一五号・一七年二五号・二六年五八号〕 (貸付けの失定等及び通知)

第五条 知事は、第三条又は前条の規定による貸付申請書を受理したときは、 - 東やかにこれを審査し、貸付けを失宅したときは貧金貸付失定通知書(別記 第十二号様式)により、貸付けない旨を失定したときは算金貸付不承認決定 通知書(別記第十三号隊式)により、それぞれ申請者又は母子・父子福祉団 体に通知するものとする。

一部改正〔平成二六年規則五八号〕

(田畑の黒田県)

用書(別記第十四号様式)にその者及びその保証人の印鑑証明書を添けし、 知事に提出しなければならない。

(田田)

- 各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該各号に定める書類により知 事に届け出なければならない。
- ―― 借主、今第九条第三項の規定により連帯債務を負担する者(以下「連帯 皆主」という。) 又は保証人が氏名又は生所を変更したとき 氏名(生所) 変更届 (別記第十五号様式)
- || 保証人を変更したとき 資金惜受保証人変更届(別記第十六号儀式)及 び新たな保証人の印鑑証明書

(別記第十七号籐式)

- 体は、炊の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該各号に定める書 類により知事に届け出なければならない。
  - 一 名除又は折住地を変更したとき 名除(折住地)変更届(別記第十八号 悉化)
  - 二 理事に変更のあったとき 理事変更届(別記第十九号様式)
  - 三 台第十五条第一項第三号の規定による知事の承認を受けようとするとき 事業収益使用承認申請書 (別記第二十号儀式)
  - 四 台第十六条第三号から第五号までの規定に該当するとき(資金の借受け) に関する事情の変更届 (別記第二十一号籐式)
    - 一部改正〔平戎一五年規則一一五号•二六年五八号〕
- 第八条 惜主は、母子修学資金の貸付けにより修学している者が休学し、又は 第八条 惜主は、母子修学資金の貸付けにより修学している者が休学し、又は **凌学したときは、速やかに朱(復)学届(別記第二十二号籐式)により知事** に届け出なければならない。
- |2 惜主は、今第十二条の規定により貸付けが停来に向かってやめられるべき||2 惜主は、今第十二条の規定により貸付けが停来に向かってやめられるべき 事由が発生したときは、速やかに資金資格喪失届(別記第二十三号籐式)に より知事に届け出なければならない。この場合において、当該事由が借主の 死亡によるときは、同居の観族又は保証人(連帯借主がいる場合は、当該連 帯借主)が資金に係る死亡届(別記第二十四号様式)により届け出るものと する。
  - 一部汝正〔平戎一五年規訓二号・一一五号・一九年一○九号・二六 年五八号〕

(貸付けの継続、増額又は期間延長の申請等)

- 金の貸付けを受けようとする者は、資金継続貸付申請書(別記第二十五号策 式) により知事に申請しなければならない。
- 2. 朗に母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生哲資金の |2. 明に母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生臣資金の 貸付けを受けている者は、その貸付金の額又は貸付期間が令第七条第三号か ら第五号まで及び第八号に関定する限度に満たない場合において増額又は貸 け期間の延長を必要とする理由が生じたときは、その艰重内において、資金 增額貸付申請書(別記第二十六号簇式)又は資金貸付期間延長申請書(別記 第二十七号様式)により停来にわたって知事に貸付金の増額又は貸付期間の 延長を申請することができる。

(別記第十七中滕式)

- |2 法第十四条の規定により母子煏祉資金の貸付けを受けた母子・父子福祉||2 法第十四条の規定により母子福祉資金の貸付けを受けた母子・父子福祉団 体は、炊の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該各号に定める書 願により知事に届け出なければならない。
  - 名称又は所住地を変更したとき 名称(所住地)変更届(別記第十八号 悉代)
  - 二 理事に変更のあったとき 理事変更届(別記第十九号籐式)
  - 三 令第十五条第一頃第三号の規定による知事の承認を受けようとするとき 事業収益使用承認申請書 (別記第二十号儀式)
  - 四、令第十六条第三号から第五号までの規定に該当するとき 資金の惜受け に関する事情の変更届 (別記第二十一号隊式)
    - 一部敦正〔平戎一五年規則一一五号•二六年五八号〕
  - 復学したときは、速やかに朱(復)学届(別記第二十二号儀式)により知事 に届け出なければならない。
  - 事由が発生したときは、速やかに資金資格喪失届(別記第二十三号儀式)に - より知事に届け出なければならない。この場合において、当該事由が惜主の - 死亡によるときは、同居の親族又は保証人(連帯借主がいる場合は、当該連 - 帯借主)が資金に係る死亡届(別記第二十四号様式)により届け出るものと to vo.
    - 一部攻正「平戎一五年賜訓二号・一一五号・一九年一〇九号・二六 年 五 八 号 〕

(貸付けの継続、増額又は期間延長の申請等)

- 第九条 法第十三条第三頃の規定により引き続き母子修学資金及び母子修業賞|第九条 法第十三条第三頃の規定により引き続き母子修学資金及び母子修業賞| 金の貸付けを受けようとする者は、資金継続貸付申請書(別記第二十五号策 式)により知事に申請しなければならない。
  - 貸付けを受けている者は、その貸付金の額又は貸付期間が令第七条第三号か ら第五号まで及び第八号に関定する限度に蒔たない場合において増額又は貸 け
    明
    即
    の
    延
    長
    を
    必
    要
    と
    す
    の
    理
    由
    が
    生
    じ
    た
    と
    き
    は
    、
    そ
    の
    吸

    更
    内
    に
    な
    い
    た
    、
    算
    金
    金 增額貸付申請書(別記第二十六号籐式)又は資金貸付期間延長申請書(別記 第二十七号様式)により俘来にわたつて知事に貸付金の増額又は貸付期間の 延長を申請することができる。

- |3.知事は、前各頃に定める申請書を受理したときは、速やかにこれを審査し、I3.知事は、前各頃に定める申請書を受理したときは、速やかにこれを審査し、 資金の継続貸付け、増額貸付け又は貸付期間の延長の可否を失定し、資金継 続(増額・期間延長)決定(不承認決定)通知書(別記第二十八号様式)に一 より当該申請書に係る申請をした者に通知するものとする。
- 4 第六条の規定は、前頃の規定により快定した旨の通知を受けた者に準用す「4 第六条の規定は、前頃の規定により失定した旨の通知を受けた者に準用す  $\mathcal{W}_{\circ}$

一部改正「平成一二年規則六四号・一五年二号・一一五号・一九年 一〇九号・二六年五八号)

(貸付金の辞退又は減額の申出)

第十条 現に母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活質。第十条 現に母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資 金の貸付けを受けている者は、資金貸付辞退(減額)申出書(別記第二十九 号儀式)により将来に向って貸付けを辞退し、又は破額することを知事に申 し出ることができる。

一部汝正「平戎」五年関訓二号・一九年一○九号・二六年五八号〕 (質匮金の免除等)

第十一条 法第十五条第一頃の規定による貸付金の償還の免除又は令第十九条 第十一条 法第十五条第一頃の規定による貸付金の償還の免除又は令第十九条 第一項若しくは児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部 を改正する政令(平式十四年政令第二百七号。以下「平式十四年改正令」と いう。)附訓第四条第八頃の規定による賞匱金の支払猶予を申請しようとす る者は、資金償還免除申請書(別記第三十号様式)又は資金償還金支払猶予 申請書(別記第三十一号様式)を知事に提出しなければならない。

一部效正「昭和五八年規則三五号・平式一二年六四号・一五年二号・ 一一五号・一九年一〇九号〕

(賞褒方法の変更の申請)

- 第十二条 惜主は、貸付金の償還方法を変更する必要が生じたときは、令第八、第十二条 惜主は、貸付金の償還方法を変更する必要が生じたときは、令第八 条第一頃から第三頃まで又は平式十四年改正令附訓第四条第三頃に規定する ところにより、償還方法の変更を申請することができる。
- |2 前頃の規定により償還方法を変更しようとする惜主は、資金償還方法変更 |2 前頃の規定により償還方法を変更しようとする借主は、資金償還方法変更 承認申請書(別記第三十二号様式)により知事に申請しなければならない。

(事業式簿の報告)

なった事業に関する状況について報告を求めることができる。

(父子福祉資金の貸付けの申請)

- 資金の継続貸付け、増額貸付けては貸付期間の延長の可否を失定し、資金継 続(増額・期間延長)決定(不承認決定)通知書(別記第二十八号儀式)に より当該申請書に係る申請をした者に通知するものとする。

一部攻正「平成一二年規則六四号・一五年二号・一一五号・一九年 1○九号・二六年五八号〕

(貸付金の辞退又は減額の申出)

金の貸付けを受けている者は、資金貸付辞退(减額)申出書(別記第二十九 号镞式)により将来に向って貸付けを発退し、又は減額することを知事に申 し出ることができる。

一部汝正〔平戎一五年関則二号・一九年一○九号・二六年五八号〕 (質匮金の免除等)

第一項若しくは児童失養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部 - を改正する政令(平式十四年政令第二百七号。以下「平式十四年改正令」と いう。)附訓第四条第八項の規定による償還金の支払猶予を申請しようとす る者は、資金償還免除申請書(別記第三十号様式)又は資金償還金支払猶予 申請書(別記第三十一号様式)を知事に提出しなければならない。

> 一部牧正 [昭和五八年規則三五号・平戎一二年六四号・一五年二号・ 1 一 五 号 • 一 九 年 Ⅰ ○ 九 号 〕

(質愿方法の変更の申請)

- 条第一項から第三項まで又は平戎十四年汝正令附則第四条第三頃に規定する ところにより、償還方法の変更を申請することができる。
- 承認申請書(別記第三十二号様式)により知事に申請しなければならない。 一部改正「平戎一五年規則二号・一一五号)

(事業式簿の報告)

第十三条 知事は、必要と認めたときは、惜主に対し、資金の貸付けの対象と 第十三条 知事は、必要と認めたときは、惜主に対し、資金の貸付けの対象と なった事業に関する状況について報告を求めることができる。

(父子福祉資金の貸付けの申請)

- |第十三条の二| 法第三十一条の六第一項の規定により父子福祉資金の貸付ける||第十三条の二| 法第三十一条の六第一項の規定により父子福祉資金の貸付ける 受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、資金貸付 申請書に炊の各号に掲げる書類を添けして知事に申請しなければならない。
  - 申請者及び申請者の扶養する児童(二十歳以上である子その他これに準 ずる者を含む。)に関する戸籍の謄本又は妙本
  - 二 申請者が法第六条第二項に規定する配偶者のない男子であることを証明 する書類
  - 三 申請者が配偶者のない男子が朗に扶養している児童であるときは、その ことを証明する書類及び法定代理人の承諾書
  - 四 申請者が配偶者のない男子が現に扶養している二十歳以上である子その 他これに準ずる者であるときは、そのことを証明する書類
  - 五 令第三十一条の大第六項の規定により賠置期間の延長の特例を受けよう とするときは、市町村長の発行する災害を受けたことを証明する書類
  - 六 父子事業開始資金又は父子事業継続資金の貸付けを受けようとするとき は、事業計画書
  - 七 父子修学資金、父子修業資金又は父子就学支度資金の貸付けを受けよう とするときは、修学(修業)先調書
  - 八 父子技能習得資金の貸付けを受けようとするときは、技能習得先調書
  - 九 父子就職支度資金の貸付けを受けようとするときは、就職決定見込書又 は採用通知書
  - 十 父子医療介護資金のうち、医療を受けるのに必要な資金の貸付けを受け ようとするときは、医師又は歯科医師の発行する所要経費見込額を併せて 記載した診断書
  - 十一 父子医康介護資金のうち、介護を受けるのに必要な資金の貸付けを受 けようとするときは、当該介護に係る費用の総額、利用者負担額及び介護 を受ける期間を確認できる書類
  - 十二 失業している期間中の父子生活資金の貸付けを受けようとするとき は、公共職業安定所長が交付する受給資格者証の写し(受給資格者証の交 付を受けていない場合にあつては、失業者であることが確認できる書類)
  - 十三 父子住宅資金の貸付けを受けようとするときは、住宅に関する計画書 及び平面図
  - 十四 父子転宅資金の貸付けを受けようとするときは、賃貸借契約書又は実 用承認書の写し
  - 十五 その他知事が必要と認める書類

- 受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、資金貸付 申請書に吹の各号に掲げる書類を添けして知事に申請しなければならない。
  - 申請者及び申請者の扶養する児童(二十歳以上である子その他これに準 ずる者を含む。)に関する戸籍の謄本又は抄本
- | 二|| 申請者が法第六条第二項に規定する配偶者のない男子であることを証明 する書願
- 三 申請者が配偶者のない男子が現に扶養している児童であるときは、その ことを証明する書類及び法定代理人の承諾書
- 四 申請者が配偶者のない男子が現に扶養している二十歳以上である子その 他これに準ずる者であるときは、そのことを証明する書類
- 五 今第三十一条の大第五頃の規定により据置期間の延長の特例を受けよう とするときは、市町村長の発行する災害を受けたことを証明する書類
- 六 父子事業期始資金又は父子事業継続資金の貸付けを受けようとするとき は、事業計画書
- 七(父子修学資金)父子修業資金又は父子就学支度資金の貸付けを受けよう とするときは、修学(修業)先調書
- 八 父子技能習得資金の貸付けを受けようとするときは、技能習得先調書
- 九 父子就職支度資金の貸付けを受けようとするときは、就職決定見込書又 は突用通知書
- 十 父子医療介護資金のうち、医療を受けるのに必要な資金の貸付けを受け ようとするときは、医師又は歯科医師の発行する所要経費見込額を併せて 記載した診断書
- 十一 父子医療介護資金のうち、介護を受けるのに必要な資金の貸付けを受 けようとするときは、当該介護に除る費用の総額、利用者負担額及び介護 を受ける期間を確認できる書類
- 十二 失業している期間中の父子生活資金の貸付けを受けようとするとき は、公共職業安定所長が交付する受給資格者証の写し(受給資格者証の交 付を受けていない場合にあつては、失業者であることが確認できる書類)
- 十三 父子住宅資金の貸付けを受けようとするときは、住宅に関する計画書 及び平面図
- 十四 父子耘宅資金の貸付けを受けようとするときは、賃貸借契約書又は吏 用承認書の写し
- 十五 その他知事が必要と認める書類

追加 [平成二六年規則五八号]

(準用規定)

第十三条の三 第四条から第十三条までの規定は、父子福祉資金の貸付けにつ、第十三条の三 第四条から第十三条までの規定は、父子福祉資金の貸付けにつ - いて準用する。この場合において、炊の表の土欄に掲げる規定中同表の中欄| いて準用する。この場合において、炊の表の土欄に掲げる規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。」に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

10. 1. 1		
第四条及び第七	法第十四条	法第三十一条の六第四項
条第二項		において準用する法第十
		日≪
第七条第二項第	<del>合第十五条第一項第三号</del>	令第三十一条の七におい
111112		て準用する令第十五条第
		一点無川中
第七条第二項第	今第十六条第三号から第五	今第三十一条の七におい
四中	号まで	て準用する合第十六条第
		三号から第五号まで
第人条第二項	<b>企第十二条</b>	今第三十一条の七におい
		て準用する今第十二条
第九条第一項	法第十三条第三項	法第三十一条の六第三項
第九条第二項	今第七条第三号から第五号	今第三十一条の五第三号
	まで及び第八号	から第五号まで及び第八
		中
第十一条	法第十五条第一項	法第三十一条の六第五項
		において準用する法第十
		五条第一項
	今第十九条第一項若しくは	今第三十一条の七におい
	児童扶養手当法施行令及び	て準用する令第十九条第
	母子及び寡婦福祉法施行令	1 暦
	の一部を改正する政令(平	
	成十四年政令第二百七号。	
	以下「平成十四年改正令」	
	という。)附則第四条第八	
	鬥	
第十二条第一項	令第八条第一項から第三項	令第三十一条の六第一項
	まで又は平成十四年改正令	から第三項まで
l	附則第四条第三項	1

追加 [平成二六年規則五八号]

(準用規定)

は我にる字もに、そ	がそが信妻の丁榑に我にる。	写在 は 語え 凄え る もの とす
第四条及び第七	<b>స</b> 熙十	法第三十一条の六第四項
条第二項		において準用する法第十
		四条
第七条第二項第	令第十五条第一項第三号	今第三十一条の七におい
11111		て準用する令第十五条第
		一項第三字
第七条第二項第	今第十六条第三号から第五	今第三十一条の七におい
四中	号まで	て準用する令第十六条第
		三号から第五号まで
第八条第二項	<b>冷第十二条</b>	今第三十一条の七におい
		て準用する令第十二条
第九条第一項	法第十三条第三項	法第三十一条の六第三項
第九条第二項	今第七条第三号から第五号	今第三十一条の正第三号
	まで及び第八号	から第五号まで及び第八
		中
第十一条	法第十五条第一項	法第三十一条の六第五項
		において準用する法第十
		<b>正条第一</b> 項
	今第十九条第一項若しくは	今第三十一条の七におい
	児童扶養手当法施行令及び	て準用する令第十九条第
	母子及び寡婦福祉法施行令	1 点
	の一部を改正する政令(平	
	成十四年政令第二百七号。	
	以下「平成十四年改正令」	
	という。)附則第四条第八	
	鬥	
第十二条第一項	令第八条第一項から第三項	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	まで又は平成十四年改正令	から第三項まで
	附則第四条第三項	

追加「平成二六年規則五八号)

(摩帰頃址資金の資サナの申請)

- 貸付けを受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、 資金貸付申請書に吹の各号に掲げる書類を添けして知事に申請しなければな らない。
  - 申請者及び申請者の扶養する二十歳以上である子その他これに準ずる者 に関する戸籍の謄本又は炒本
- 二 申請者が法第六条第四頃に規定する寡婦又は法第三十二条第一頃に規定 する寡婦が扶養している二十歳以上である子その他これに準ずる者である ときは、そのことを証明する書願
- 三 申請者が法第三十二条第三項に規定する事婦であるときは、所得を証明 する書類
- 四 申請者が四十歳以上の配偶者のない女子であつて児童を扶養していない もの(퇅婦を徐く。)であるときは、そのことを証明する書類
- 五 今第三十七条第六項の規定により据置期間の延長の特例を受けようとす るときは、災害証明書
- 六 퇅陽事業開始資金又は퇅陽事業継続資金の貸付けを受けようとするとき は、事業計画書
- 七 寡婦修学資金、寡婦修業資金又は寡婦就学支度資金の貸付けを受けよう とするときは、修学(修業)先調書
- 八 | 퇅婦技能習得貧金の貸付けを受けようとするときは、技能習得先調書
- 九 寡婦就職支吏資金の貸付けを受けようとするときは、就職失定見込書又 は採用通知書
- 十 寡婦医療介護資金のうち、医療を受けるのに必要な資金の貸付けを受け ようとするときは、医師又は歯科医師の発行する所要経費見込額を併せて 記載した診断書
- 十一 真帰医療介護資金のうち、介護を受けるのに必要な資金の貸付けを受 けようとするときは、当該介護に係る費用の総額、利用者負担額及び介護 を受ける期間を確認できる書類
- 十二 失業している期間中の寡婦生臣資金の貸付けを受けようとするとき は、公共職業安定所長が交付する受給資格者証の写し(受給資格者証の交 付を受けていない場合にあっては、失業者であることが確認できる書類)
- 十三 寡婦住宅資金の貸付けを受けようとするときは、住宅に関する計画書

追加「平成二六年規則五八号」

- 第十四条 法第三十二条第一項及び法附則第六条の規定により寡婦福祉資金の 第十四条 法第三十二条第一項及び法附則第六条の規定により寡婦福祉資金の 貸付けを受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、 資金貸付申請書に欠の各号に掲げる書願を孫付して知事に申請しなければな らない。
  - 申請者及び申請者の扶養する二十歳以上である子その他これに準ずる者 に関する戸籍の謄本又は抄本
  - | | 申請者が法第六条第四頃に規定する真婦又は法第三十二条第一頃に規定 する寡婦が扶養している二十歳以上である子その他これに準ずる者である ときは、そのことを証明する書類
  - 三 申請者が法第三十二条第三項に規定する寡婦であるときは、所得を証明 する書類
  - 四 申請者が四十歳以上の配偶者のない女子であつて児童を扶養していない もの(퇅婦を徐く。)であるときは、そのことを証明する書類
  - 五 令第三十七条第五頃の規定により据置期間の延長の特例を受けようとす るときは、災害証明書
  - 六 寡婦事業開始資金又は寡婦事業継続資金の貸付けを受けようとするとき は、事業計画書
  - 七 寡婦修学資金、퇅婦修業資金又は寡婦就学支度資金の貸付けを受けよう とするときは、修学(修業)先調書

  - 九 寡婦就職支吏資金の貸付けを受けようとするときは、就職失定見込書又 は突用通知書
  - ようとするときは、医師又は歯科医師の発行する所要経費見込額を併せて 記載した診断書
  - 十一 퇅婦医療介護資金のうち、介護を受けるのに必要な資金の貸付けを受 けようとするときは、当該介護に係る費用の総額、利用者負担額及び介護 を受ける期間を確認できる書類
  - 十二 失業している期間中の摩碍生任資金の貸付けを受けようとするとき は、公共職業安定所長が交付する受給資格者証の写し(受給資格者証の交 付を受けていない場合にあっては、失業者であることが確認できる書類)
  - 十三 寡婦住宅資金の貸付けを受けようとするときは、住宅に関する計画書

及び平面図

- 十四 寡婦転宅資金の貸付けを受けようとするときは、賃貸借契約書又は庚 用承認書の写し
- び結婚式場等を記載した書類
- 十六 その他知事が必要と認める書類

一部改正「平成一二年規則六四号・一三年二〇号・一〇五号・一五 年一一五号•二六年五八号〕

(準用規定)

準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条及び第七	法第十四条	法第三十二条第四項において準用す
条第二項		る法第十四条
第七条第二項第	令第十五条第	今第三十八条において準用する今第
11111	一項第三号	十五条第一項第三号
第七条第二項第	令第十六条第	令第三十八条において準用する令第
回中	三号から第五	十六条第三号から第五号まで
	号まで	
第八条第二項	今第十二条	今第三十八条において準用する今第
		十二条(第二項第二号及び第三項を除
		√° )
第九条第一項	法第十三条第	法第三十二条第二項
	111㎞	
第九条第二項	令第七条第三	令第三十六条第三号から第五号まで
	号から第五号	及び第八号
	まで及び第八	
	中	
第十一条	法第十五条第	法第三十二条第五項において準用す
	一層	る法第十五条第一項
	令第十九条第	令第三十八条において準用する令第
	一項若しくは	十九条第一項
	児童扶養手当	
	法施行令及び	

及び平面図

- 十四 寡婦転宅資金の貸付けを受けようとするときは、賃貸借契約書又は使 用承認書の写し
- 十五 寡婦結婚資金の貸付けを受けようとするときは、媒しやく人の氏名及一十五 寡婦結婚資金の貸付けを受けようとするときは、媒しやく人の氏名及 び結婚式場等を記載した書類
  - 十六 その他知事が必要と認める書類

一部牧正〔平成一二年規則六四号・一三年二〇号・一〇五号・一五 年一一五号•二六年五八号〕

(準用規定)

準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲 ずる字句は、そんぞん同表の下膿と場ずる字句と読み替えるものとする。

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	4 - 1/4 O 1 + -	い材にる。写作に話みをえる。ものりずる
第四条及び第七	法第十四条	法第三十二条第四項において準用す
条第二項		る法第十四条
第七条第二項第	令第十五条第	今第三十八条において準用する今第
111中	一項第三号	十五条第一項第三号
第七条第二項第	令第十六条第	令第三十八条において準用する令第
回 <del>心</del>	三号から第五	十六条第三号から第五号まで
	号まで	
第八条第二項	今第十二条	令第三十八条において準用する令第
		十二条(第二項第二号及び第三項を除
		√° )
第九条第一項	法第十三条第	<b>浜第三十二条第二項</b>
	111暦	
第九条第二項	令第七条第三	今第三十六条第三号から第五号まで
	号から第五号	及び第八号
	まで及び第八	
	中	
第十一条	法第十五条第	法第三十二条第五項において準用す
	一点	る法第十五条第一項
	令第十九条第	令第三十八条において準用する令第
	一項若しくは	十九条第一項
	児童扶養手当	
	法施行令及び	

母子及び寡帰 **福油法施行令** の一部を改正 する政令(平戎 十四年政令第 二百七号。以下 「平戎十四年 改正令」とい う。)沖訓第四 条第八頃 第十二条第一面 令第八条第一 今第三十七条第一頃から第三頃まで 頃から第三頃 まで又は平式 十四年效正令 **毕門第回条**選

一部牧正〔平戎一〕年規則六四号・一五年二号・一一五号・一九年

1○九号・二六年五八号〕

(償還に関する事務)

第十六条 知事は、資金貸付台帳を作成するとともに、当該資金貸付台帳に基 第十六条 知事は、資金貸付台帳を作成するとともに、当該資金貸付台帳に基

づき、資金の償還に関する事務を行わなければならない。

一部改正〔平成一二年規則六四号・一五年一一五号〕

温

(福仁野口)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(千葉県母子福祉法施行細則の廃止)

規則」という。)は、廃止する。

(幽理師)

|3.この規則の施行の際現に日規則の規定により行われた母子福祉資金に関す ||3.この規則の施行の際現に日規則の規定により行われた母子福祉資金に関す る決定、手続その他の行為及び干葉県寡婦福祉資金貸付条例施行規則を廃止 する規則(昭和五十七年千葉県規則第十九号)による廃止前の千葉県寡婦領 | 体質金貨付条例施行規則(昭和四十四年千葉県規則第八十一号)の規定によ| り行われた真婦煏趾資金に関する決定、手続その他の行為は、この規則の相一

1		
	母子及び寡婦	
	<b>庙</b>	
	の一部を改正	
	する政令(平成	
	十旬件权企經	
	11/四十中。 以下	
	[	
	<b>設压令   かい</b>	
	心。) 客三継回	
	<b>条第八</b> 国	
第十二条第一項	今第八条第一 今第三十七条第一項から第三項まで	,
	頃から第三項	
	まで又は平成	
	十国併設用作	
	<u>客</u> 無因來無	
	川屋	

一部牧正〔平戎一二年規則六四号・一五年二号・一一五号・一九年 一〇九号・二六年五八号〕

(償還に関する事務)

づき、貧金の償還に関する事務を行わなければならない。

一部改正〔平成一二年規則六四号・一五年一一五号〕

当 法

(福仁型口)

この規則は、公布の日から施行する。

(千葉県母子福祉法施行領訓の廃止)

規則」という。)は、廃止する。

(陞唱押詞)

る決定、手続その他の行為及び千葉県寡婦福祉資金貸付条例施行規則を廃止 ずる規則(昭和五十七年千葉県規則第十九号)による廃止前の千葉県寡婦領 - 祉資金貸付条例施行規則(昭和四十四年千葉県規則第八十一号)の規定によ り行われた寡婦届趾賞金に関する失定、手続その他の行為は、この規則の相 当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (昭和五十八年四月一日規則第三十五号)

この規則は、公布の日から随行する。

附 副 (昭和五十八年十月四日規則第七十九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 副 (平成三年三月五日規則第九号)

この規則は、公布の日から施行する。

(預行型口)

1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

(陸島青軍)

|2 この規則の施行前に、汝正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙 |2 この規則の施行前に、汝正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙 とができる。

附 副 (平成十二年三月三十一日規則第六十四号)

(海行野口)

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

(陸唱書画)

|2 この規則の施行前に汝正前の母子及び寡婦福祉法施行領則の規定により謂|2 この規則の施行前に汝正前の母子及び寡婦福祉法施行領則の規定により謂 使用することができる。

附 副(平成十三年三月九日規則第二十号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 副 (平成十三年十月十九日規則第百五号)

この規則は、公布の日から陥行する。

附 副 (平成十五年二月二十一日規則第二号)

(預行型口)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(幽理智)

2 この規則の施行前に汝正前の母子及び寡婦福祉法施行領則の規定により謂 2 この規則の施行前に汝正前の母子及び寡婦福祉法施行細則の規定により謂 | 製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして| | 製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして 使用することができる。

附 則 (平成十五年八月一日規則第百十五号)

(冤仁野口)

当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (昭和五十八年四月一日規則第三十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 副(昭和五十八年十月四日規則第七十九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 副 (平成三年三月五日規則第九号)

この規則は、公布の日から施行する。

(預行型口)

1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

(陸島背置)

- は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用するこ― は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用するこ とができる。

附 副 (平成十二年三月三十一日規則第六十四号)

(海行期日)

1 この規則は、平成十二年四月一日から随行する。

(陸島背置)

製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして│ 製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして 使用することができる。

附 副 (平成十三年三月九日規則第二十号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 副 (平成十三年十月十九日規則第百五号)

この規則は、公布の日から陥行する。

附 副 (平成十五年二月二十一日規則第二号)

(冤仁野口)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(國理聖)

使用することができる。

附 則 (平成十五年八月一日規則第百十五号)

(福行型口)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(陸唱書画)

|2 この規則の施行前に汝正前の母子及び寡婦福祉法施行領則の規定により謂|2 この規則の施行前に攻正前の母子及び寡婦福祉法施行領則の規定により謂 製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして 使用することができる。

附 副 (平成十七年三月七日規則第二十五号)

(海に野田)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(陸県計画)

とができる。

附 副 (平成十九年三月三十日規則第二十八号)

(預厂型工)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(陞画新嗣)

|2 この規則の施行前に汝正前の母子及び寡婦福祉法施行領則の規定により謂|2 この規則の施行前に攻正前の母子及び寡婦福祉法施行領則の規定により謂 製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして 使用することができる。

附 副 (平成十九年十二月二十一日規則第百九号)

(裾に型口渉)

1 この規則は、公布の日から随行する。

(陞唱押詞)

2 この規則の施行前に汝正前の母子及び寡婦福祉法施行領則の規定により謂 2 この規則の施行前に汝正前の母子及び寡婦福祉法施行細則の規定により謂 使用することができる。

附 副 (平成二十六年十月十日規則第五十八号)

(海に野田)

1 この規則は、平成二十六年十月十四日から施行する。

(陞過指嗣)

使用することができる。

コ この規則は、公布の日から随行する。

(陸島背置)

- 製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして 使用することができる。

भ 副(平成十七年三月七日規則第二十五号)

(海行野口)

1 この規則は、公布の日から随行する。

(陸島背置)

|2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙|2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙 は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用するこ は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用するこ とができる。

附 副 (平戎十九年三月三十日規則第二十八号)

(海に野口)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(陸島背置)

- 製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして 庚用することができる。

附 副 (平成十九年十二月二十一日規則第百九号)

(搖戶型口跡)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(陞唱押詞)

製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして 製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして 使用することができる。

附 副 (平成二十六年十月十日規則第五十八号)

(預定型口)

1 この規則は、平成二十六年十月十四日から施行する。

(陸島青江)

|2 この規則の施行前に攻正前の母子及び豪婦福祉失施行領則の関定により謂|2 この規則の施行前に攻正前の母子及び豪婦福祉失施行領則の規定により謂 | 製した用紙は、この規則の強行後においても、当分の間、所要の調整をして| 製した用紙は、この規則の強行後においても、当分の間、所要の調整をして 東用することができる。

(預定型口) (海行野口) 1 この規則は、公布の日から随行する。 1 この規則は、公布の日から随行する。 (陸県計画) (陞過新嗣) |2 この規則の施行前に、攻正前の母子及び父子並びに薬帰福祉法施行領則の|2 この規則の施行前に、攻正前の母子及び父子並びに薬帰福祉法施行領則の 規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要| - 規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要 の調整をして使用することができる。 の調整をして使用することができる。 附 副 (平成二十八年三月一日規則第四号) 附 副 (平成二十八年三月一日規則第四号) (預定型口) (福仁型口) 1 この規則は、平式二十八年三月二日から随行する。 1 この規則は、平式二十八年三月二日から随行する。 (陸島青軍) (陸島背置) |2 この規則の施行前に、汝正前の母子及び父子並びに寡帰福祉法施行領則の |2 この規則の施行前に、汝正前の母子及び父子並びに寡帰福祉法施行領則の 現定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、折要一 規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、折要 の調整をして使用することができる。 の調整をして使用することができる。 昭 記 第一号镁式 第一号镁式 (雅川(株) (雅川(株) 一部牧田「平成12年期刑64中・15年2中・115中・19年109中・28年 → 第数圧(字式12年期訓64中・15年2中・115中・19年109中・28年 4 llp] 4 lb] 第二号隊式 训练 第二号滕式 訓染 第三号熊式 第三号孫式 (選三条第五号) (海川条海田中) → 部数円〔字投11年報三89中・12年64中・26年58中〕 → → → → 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
→ 
<p 第四号滕式 第四号滕式 (海川然海六市) (海川然海六市) 第五号镁式 第五号镁式 (雅川然雅力即) (迷川然迷力心) → | 総数円〔| 字形11| 中野三89中・12年64中〕 → 部敦田〔序段11年 異三89 中・12 年64 中〕 第六号镁式 第六号隊式 (雑三条第八号) (雑三条第八号) 第七号隊式 第七号滕式 (第三条第九号) ()医三条第九号)

│ 總数日〔序<del>以</del>12年 製 三 64 中 · 19 中 28 中 〕 第八号隊式 第八号镁式 (無川休雅十二中) (無川然無十二中) → 統教用〔字授11年 異三89 中・12 年64 中・13 年20 中・105 中〕 第九号様式及び第十号様式 第九号様式及び第十号様式 第十一号様式 第十一号様式 (海回梁) (海回梁) 一绺牧田〔卧长26年戡则58岁〕 第十二号隊式 第十二号隊式 (海玉条) (第五条) 全部改正〔平成3年規則9号〕、一部改正〔平成12年規則64号・15 全部改正「平成の年規則の号」、一部改正「平成12年規則64号・15 世の中・115中・19世109中・27世51中1 **単へ吹・115吹・19単109吹・27単51吹**] 第十三号滕式 第十三号滕式 (海玉条) ()据旧条) 第十四号滕式 第十四号滕式 (海六条) (継六条) 全部改正〔平成15年規則115年〕 **金ෞ数压〔序表15年戡型115亭**] 第十五号滕式 第十五号隊式 ()据七条)据一 [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] ()無七条網 | 風雅 | 中) 一绺牧用〔净报11年戡三89中〕 第十六号隊式 第十六号滕式 ()据七条第一原第二中) ()据七条第一 原第二中) 第十七号滕式 第十七号滕式 (海七条) (海出)。 ()据力 《 据 一 回 雅 川 中 ) 第十八号滕式 第十八号隊式 ()無七条網二屆網一中) ()無七条網二屆網一中) 第十九号様式 第十九号様式 ()据七条第二原第二中) ()新七条第二原第二中) 第二十号様式 第二十号様式 ()新七条第二項第三字) ()据七条第二屈第三号) 第二十一 号様式 第二十一号様式

```
()新七条第二原第回中)
                                    (雅七条雅二屈雅曰中)
第二十二号様式
                                    第二十二号滕式
(第八条第一頃)
                                    (第八条第一頃)
    第11十111号様式
                                    第二十三号滕式
(第八条第二項)
                                    (第八条第二項)
第11十回 号 滕式
                                    第二十四号様式
(第八条第二項)
                                    (第八条第二頃)
                                    第二十五号様式
第二十五号滕式
(第九条第一項)
                                    (第九条第一頃)
第11十六号様式
                                    第二十六号様式
(第九条第二頃)
                                    (第九条第二頃)
第二十七号様式
                                    第二十七号様式
(第九条第二項)
                                    (第九条第二頃)
第二十八号様式
                                    第二十八号様式
(第九条第三頃)
                                    (第九条第三項)
  | 怨牧田〔字长12年熙三64章]
                                        一绺牧用〔序长12年戡型64岁〕
第二十九号滕式
                                    第二十九号滕式
(無十米)
                                    (無十然)
第三十号様式
                                    第三十号様式
()米十一米)
                                    (無十一条)
    第三十一号様式
                                    第三十一号様式
(無十一条)
                                    (無十一条)
  一部牧田〔字长11年期訓89亭・12年64亭〕
                                      │ 恕敦田〔卧松11年ヹヹ89��・12年64��〕
第三十二号様式
                                    第三十二号熊式
()無十二条第二厘)
                                    (無十二条無二厘)
```

# 第一号様式 (第三条)

# 資 金 貸 付 申 請 書

		Ŧ	葉	県	※受付年	月日及	なび番号	*	貸付決	定年月日	及び番	号 取担	<u>及者</u>
<ul><li>※ 市福祉</li><li>コード</li></ul>	:事務所	貨種	付資金	をの類			資 金			付資金 種 類		資	金
		申	込金	額	円()	月額	円)	決	※金	額	円	(月額	円)
※ 貸付種ド	別コー	貸	付期	間	年年(生	: 月	から まで 月間)		※貸付	寸期間			
>*/ (4+ N/ 174) ***	>•< 111 444	提斯		置間	左	F	月		※据 期	置間			
※修学職種	※世帯	償	還力	法		武 <u>2</u> 3 月 則 E	2 半年 武 月	定	<b>※</b> 償i	置方法 び期間			
銀行	名	申	フリス氏	名				連	氏	ガナ名口	/rc:	П	п.#-
	銀行支店		生年月 フリカ 住		年	月	日生	帯	生年フ住	月日ガナ所	年	. 月	日生
※コード		請	個人看					債	申込	<u>タンター かり</u> 者との 柄			
預金和	重 別		電話者	肾号				務	続修学		修業	先の名:	称
1普通	2 当座	者	本	籍				者					
預金口座	医番号	配状	出偶者	· の 況	(氏名) (職業) (同			 离 句	推婚、 杰、精	遺棄、 神身体	海外 障害	在留、 等の別 月 日	
郵便	番 号				続柄	氏	名	年	F齢	職	業	収	入
		家	庭の壮	<b></b> 光況									
※市区町村	K		-,, ,										
太阳区町有					(氏名)(	生年	日日)	白	E 月	FI (1	由語才	台との間	周径)
		保状	証人	. の 況	(住所)		71 117		F 71	H (	I. BH.E	1 C 42 B	RI UNI
		11/		亿	(職業)		(収入)		円		資産	円円	)
		貸ける	付けを ようと 事	受す由							·		
			済の具										
		又	在のことは借え	h	(種類)				(経験	年数)			
		後画	の事業	<b>削</b>	(内容)								

(旧)

# 第一号様式 (第三条)

# 資 金 貸 付 申 請 書

		千 葉	県	<u>※受付</u> 及で	<del>1年</del> 月 ア番り			付決定及び	6号	取扱		Ð
※ 市福祉 コード	事務所	貸付資産	金の類			資	金		付資金種 類		資	金
		申込金	2 額	円	(月額	頁円	) 注	※金			月額	円)
※ 貸付種ド	別コー	貸付期	月間		年 .	月から 月まで 月間	7	※貸	付期間			
※修学職種	<b>УШ-Ш</b>	据期	置間		年	月		※据 期	置間			
次16子40年	※ 世市	償還ガ及び其		1年 賦	賦 3月 年	2 半4 賦月	年 定	/•\ IQ.	還方法 び期間			
銀行	名	フリ. 由 氏			·		迪	EE.	ガナ 名			
	銀行	生年	月日	年	月	日生	E. ~	生年		年	月	日生
	支店	フリ. 住	ガナ 所				<b></b>	住	ガナ 所			
※コード		請個人	番号				<del></del> 債	一是心	者との柄			
預金利	重 別	電話	番号					修学	先又は	修業先	上の名:	称
1 普通 2	2 当座	者本	籍				—  津					
預金口座	番号	配偶者状	音の 況	(氏名 (職業	)	(死)	亡、	離婚、	婚の別 遺棄、 神身体 日)	海外7		)
郵便看	番 号			続柄	E	モ 名		丰齢	職	業	収	入
		家庭の	状況									
※市区町村	コード											
				(氏名)	(生生	年月日	) 4	年月	日(日	申請者	との間	目係)
		保証力状	、の 況	(住所)					N . I.	V/ha -sha	-	
				(職業)		(収)	入)	円	主な	貨座 負債	円円	)
		貸付け けよう る 事	を受 とす 由									
		返済の										
		現在の又は借	入れ	(種類	)			(経験	年数)			
		後の事	兼計	(内容	)							

### 第一号様式 (第三条)

	借入金の種類		
	借 入 金 額		
	借入年月日		
他の借入金の状況	償 還 金 (1年間の元利金÷12)		
	未 償 還 元 金		
	償 還 完 了 予 定 年 月 日		
	金融機関等の名称		
資金	を借り入れたいので、関係書	<b>- </b> - - - - - - - - - -	
4	F 月 日		
		貸付申請者	(1)
		連帯債務者	
上記の	の借入れについて、連帯して	て債務を負担することを約します。	
4	F 月 日		
		連帯保証人	(1)
	様		

#### 注

- 1 ※印欄には記入する必要はないこと。
- 2 貸付金の種類欄には、借り受けようとする資金の名称を記入すること。
- 3 貸付期間欄には、修学資金、修業資金、技能習得資金又は生活資金を借り受けようとする場合のみ記入すること。
- 4 償還方法及び期間欄は、年賦、半年賦、月賦の方法について希望するものを○で 囲み償還期間を記入すること。
- 5 連帯債務者欄には、修学資金、修業資金、就学支度資金又は児童の就職支度のための就職支度資金を借り受けようとする場合のみ記入すること。
- 6 家庭の状況欄には、申請者及び申請者が現に扶養している児童その他の家族について記入すること。
- 7 貸付けを受けようとする事由欄には、その理由をなるべく具体的に記入すること。
- 8 現在の事業又は借入れ後の事業計画欄には、その概要を記入すること。
- 9 他の借入金の状況欄には、他の金融機関等からの借入金及びこの法律による貸付 金の借入状況を記入すること。
- 10 この申請書には、戸籍謄本その他必要な書類を添付すること。

(旧)

### 第一号様式 (第三条)

	借	入	金	の	種	類		
	借	,	入	金	È	額		
	借	入	年	Ē	月	日		
他の借入金の状況	償 (1	年間	選 間の元		金÷1	金 2)		
	未	償	造	d d	元	金		
	貨年	還	完月		予	定日		
	金	融機	製	等(	か 名	称		
資金を	を借り	) 入∤	たい	<b>いの</b> ~	で、月	《係書	<b>書類を添え上記のとおり申請します。</b>	
左	F	月	E					
							貸付申請者	
							連帯債務者	(1)
上記の	の借力	へれに	:つV	て、	連桿	帯して	て債務を負担することを約します。	
Æ	F	月	E					
							連帯保証人	(1)
		槙	Ŕ					

#### 注

- ※印欄には記入する必要はないこと。
- 2 貸付金の種類欄には、借り受けようとする資金の名称を記入すること。
- 3 貸付期間欄には、修学資金、修業資金、技能習得資金又は生活資金を借り受けようとする場合のみ記入すること。
- 4 償還方法及び期間欄は、年賦、半年賦、月賦の方法について希望するものを○で 囲み償還期間を記入すること。
- 5 連帯債務者欄には、修学資金、修業資金、就学支度資金又は児童の就職支度のための就職支度資金を借り受けようとする場合のみ記入すること。
- 6 家庭の状況欄には、申請者及び申請者が現に扶養している児童その他の家族について記入すること。
- 7 貸付けを受けようとする事由欄には、その理由をなるべく具体的に記入すること。
- 8 現在の事業又は借入れ後の事業計画欄には、その概要を記入すること。
- 9 他の借入金の状況欄には、他の金融機関等からの借入金及びこの法律による貸付金の借入状況を記入すること。
- 10 この申請書には、戸籍謄本その他必要な書類を添付すること。

第十二号様式(第五条)

資金貸付決定通知書

住所

氏名 氏名

様

さきに申請のあつた 福祉資金は、下記のとおり貸し付けることに決定しました。 同封の借用書用紙に必要事項を記入押印し、印鑑証明書を添えて 月 日までに、貸 付申請書を提出した市福祉事務所又は町村役場へ提出してください。既に印鑑証明書を 提出してある場合は、印鑑証明書を提出する必要はありません。

年 月 日

記

1 貸付番号

- 2 貸付資金の種類
- 3 貸付金額 円
- 4 貸付期間・月額
- 5 貸付方法

借用書が期限までに提出されると、 分から 分までを 月 日にあなた が申請した金融機関の口座へ振り込みます。

期限までに提出されなかったときは、提出日から起算して20日目をめどに振り込みます。

その後の貸付金は、6箇月分をまとめて、4月分から9月分までの6箇月分については4月10日に、10月分から翌年3月分までの6箇月分については10月1日に振り込みます。また、あらためて振替済の通知はしませんので、振り込まれたか否かは直接金融機関に確認してください。

6 償還期間

年 月 日から 年 月 日まで

(旧)

### 第十二号様式 (第五条)

資金貸付決定通知書

住所

氏名 氏名

さきに申請のあつた 福祉資金は、下記のとおり貸し付けることに決定しました。 同封の借用書用紙に必要事項を記入押印し、印鑑証明書を添えて 月 日までに、貸 付申請書を提出した市福祉事務所又は町村役場へ提出してください。既に印鑑証明書を 提出してある場合は、印鑑証明書を提出する必要はありません。

年 月 日

職氏名 回

記

- 1 貸付番号
- 2 貸付資金の種類
- 3 貸付金額 円
- 4 貸付期間・月額
- 5 貸付方法

借用書が期限までに提出されると、 分から 分までを 月 日にあなた が申請した金融機関の口座へ振り込みます。

期限までに提出されなかったときは、提出日から起算して20日目をめどに振り込みます。

その後の貸付金は、6箇月分をまとめて、4月分から9月分までの6箇月分については4月10日に、10月分から翌年3月分までの6箇月分については10月1日に振り込みます。また、あらためて振替済の通知はしませんので、振り込まれたか否かは直接金融機関に確認してください。

6 償還期間

年 月 日から 年 月 日まで

#### 第十二号様式 (第五条)

7 償還方法

償還期間中は、毎月末日までに 円ずつ償還すること。

償還金は、毎月8日をめどに知事が送付する納入通知書又は口座振替により指定金融機関等に納付すること。

8 貸付金の振込日及び償還金の納付期限の特例

5の貸付金の振込日及び7の償還金の納付期限が銀行の休日に当たる場合は、その 日後において最も近い銀行の休日でない日を貸付金の振込日又は償還金の納付期限と します。

- 9 この決定通知書発行の日から起算して2箇月を経過した日又は3月25日のいずれか 近い日までに借用書が提出されないときは、この決定を取り消します。
- 10 偽りの申請をしたことが判明したとき。
- (1) 貸付前であるときは、この決定を取り消す。
- (2) 貸付後であるときは、知事の請求により10日以内に全額を償還すること。期限までに償還しないときは、年利3パーセントの違約金を加算します。
- 11 貸付金が不用になつたときは、速やかに申し出てください。
- 12 貸付金を貸付けの目的以外に使つたときは、知事の請求により10日以内に全額を償還すること。期限までに償還しないときは、年利3パーセントの違約金を加算します
- 13 修学資金、修業資金、技能習得資金又は生活資金の場合
- (1) この貸付けにより修学、修業又は技能習得をしている者が、それをやめたとき 又はやめることに決めたときは、速やかに文書により届け出てください。
- (2) 届出があつたときは、その後に貸す予定であった貸付けは停止し、償還方法を 改めることとなります。
- (3) 修学、修業又は技能習得をやめた後1箇月以内に文書による届出がなかつたときは、その後の貸付けは停止し、貸付金全額を10日以内に支払うよう知事が請求することがあります。請求のあつたときは、それに従い償還してください。納付期限までに納付しないときは、年利3パーセントの違約金を加算します。
- 14 償還金を納付期限後6箇月以内に納付しないときは、知事は貸付金の全額を10日以 内に支払うよう請求することがあります。この納付期限までに納付しないときは、年 利3パーセントの違約金を加算します。

(旧)

#### 第十二号様式 (第五条)

7 償還方法

償還期間中は、毎月末日までに 円ずつ償還すること。

償還金は、毎月8日をめどに知事が送付する納入通知書又は口座振替により指定金融機関等に納付すること。

8 貸付金の振込日及び償還金の納付期限の特例

5の貸付金の振込日及び7の償還金の納付期限が銀行の休日に当たる場合は、その 日後において最も近い銀行の休日でない日を貸付金の振込日又は償還金の納付期限と します。

- 9 この決定通知書発行の日から起算して2箇月を経過した日又は3月25日のいずれか近い日までに借用書が提出されないときは、この決定を取り消します。
- 10 偽りの申請をしたことが判明したとき。
- (1) 貸付前であるときは、この決定を取り消す。
- (2) 貸付後であるときは、知事の請求により10日以内に全額を償還すること。期限までに償還しないときは、年利5パーセントの違約金を加算します。
- 11 貸付金が不用になつたときは、速やかに申し出てください。
- 12 貸付金を貸付けの目的以外に使つたときは、知事の請求により10日以内に全額を償還すること。期限までに償還しないときは、年利<u>5パーセント</u>の違約金を加算します。
- 13 修学資金、修業資金、技能習得資金又は生活資金の場合
- (1) この貸付けにより修学、修業又は技能習得をしている者が、それをやめたとき 又はやめることに決めたときは、速やかに文書により届け出てください。
- (2) 届出があつたときは、その後に貸す予定であつた貸付けは停止し、償還方法を 改めることとなります。
- (3) 修学、修業又は技能習得をやめた後1箇月以内に文書による届出がなかつたときは、その後の貸付けは停止し、貸付金全額を10日以内に支払うよう知事が請求することがあります。請求のあつたときは、それに従い償還してください。納付期限までに納付しないときは、年利5パーセントの違約金を加算します。
- 14 償還金を納付期限後6箇月以内に納付しないときは、知事は貸付金の全額を10日以 内に支払うよう請求することがあります。この納付期限までに納付しないときは、年 利5パーセントの違約金を加算します。

### 第十二号様式 (第五条)

- 15 償還金を納付期限までに納付しないときは、納付期限の翌日から年利<u>3パーセント</u> の違約金が付きます。納入通知書を発行するのでそれにより指定金融機関等に納付し てください。
- 16 連帯保証人が死亡したときは、新たな連帯保証人を付けてください。
- 17 借主、連帯借主又は連帯保証人が住所を変更したときは、速やかに文書により届け出てください。

備考 この通知書は、償還が終わり借用書が返されるまで保管してください。

(旧)

### 第十二号様式 (第五条)

- 15 償還金を納付期限までに納付しないときは、納付期限の翌日から年利<u>5パーセント</u> の違約金が付きます。納入通知書を発行するのでそれにより指定金融機関等に納付し てください。
- 16 連帯保証人が死亡したときは、新たな連帯保証人を付けてください。
- 17 借主、連帯借主又は連帯保証人が住所を変更したときは、速やかに文書により届け出てください。

備考 この通知書は、償還が終わり借用書が返されるまで保管してください。

第十三号様式 (第五条)

第 号

資金貸付不承認決定通知書

年 月 日

様

職氏名

年 月 日申請の 資金 ( ) は、貸付不承認と決定しま

したので通知します。

(理 由)

(旧)

第十三号様式 (第五条)

第 号

資金貸付不承認決定通知書

年 月 日

様

<u>千葉県知事</u>

年 月 日申請の 資金( )は、貸付不承認と決定しま

したので通知します。

(理 由)

年 月 目

様

資 金 借 用 書

次のとおり、 資金を借用しました。ついては、当該資金に係る法令<u>及び資金貸付決定通知書</u>に従い、償還します。

貸付決定番号	通知区分		据置期間	年 月から 年 月まで
貸付決定年月日	年 月	B	償還期間	年 月から 年 月まで
貸付資金の種類			利 率	%(据置期間経過 後)
貸付金額貸付期間	月額( 年 月~ 年	円 円) F 月	償還方法	償還回数 回 (毎回 円)

上記の借入れについて連帯して債務を負担します。

年 月 日

 住
 所

 連帯保証人
 フリガナ

 氏
 名

注 借主及び連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。

(旧)

第十四号様式 (第六条)

年 月 日

様

性 所
借 主 フリガナ
氏 名 印
建帯債務者 フリガナ
氏 名 の

資 金 借 用 書

貸付	夬定	番号			通知区	分			据置	期間		年年	月から 月まて
貸付決	定年	三月日			年	月		日	償還	期間		年年	月から 月まて
貸付資	金の	種類							利	率	後)	。(据	置期間経過
貸付	_		2	月 年	]額( 月~		年	円 円) 月	償還	方法	償還(毎		回 円)

上記の借入れについて連帯して債務を負担します。

年 月 日

住 所 連帯保証人 フリガナ 氏 名 ®

注 借主及び連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。

# **第十八号様式**(第七条第二項第一号)

名 称 変 更 届 所 在 地

資金の種類	資金
貸付年度	年度
貸付番号	第 号

年 月 日

千葉県知事

事務所の所在地

*₽* 1/

代表者職氏名

次のとおり名 称を変更しましたので届け出ます。

1 新名称

新所在地

2 旧名称

旧所在地

3 その他の事項

(1

# 第十八号様式 (第七条第二項第一号)

名 称 変 更 届 所 在 地

資金の種類	資金
貸付年度	年度
貸付番号	第 号

年 月 日

千葉県知事

事務所の所在地

名 称

代表者職氏名 0

次のとおり名 称を変更しましたので届け出ます。 所在地

1 新名称

新所在地

2 旧名称

旧所在地

3 その他の事項

# **第十九号様式**(第七条第二項第二号)

理 事 変 更 届

資金の種類	資金
貸付年度	年度
貸付番号	第 号

年 月 日

千葉県知事 様

事務所の所在地

名 称

代表者職氏名

次のとおり理事を変更しましたので届け出ます。

新旧別	氏	名	住	所	性別	生年月日	職	業	配偶者の 有 無
新理事									
旧理事									
変更の理	里由								
変更年月	目目								

注 この届には、新理事の戸籍謄本を添付すること。

(旧)

筆十ヵ号様式	(第七条第二項第二号

理 事 変 更 届

資金の種類	資金	
貸付年度	年度	
貸付番号	第 号	

年 月 日

千葉県知事 株

事務所の所在地

名 称

代表者職氏名

a

次のとおり理事を変更しましたので届け出ます。

新旧別	氏	名	住	所	性別	生年月日	職	業	配偶者の 有 無
新理事									
旧理事									
変更の理	<b>里由</b>								
変更年月	H								

注 この届には、新理事の戸籍謄本を添付すること。

### 第二十号様式 (第七条第二項第三号)

事業収益使用承認申請書

資金の種類	資金	
貸付年度	年度	:
貸付番号	第号	-

年 月 日

千葉県知事 様

事務所の所在地

名 称

代表者職氏名

次のとおり 年度の事業収益を貸付金の貸付けを受けた事業以外の用途に使用 したいので承認されたく申請します。

貸 対象事業	総事業収益 ( 年度)	円
収益を使用 したい貸付 対象以外の	使用したい 金 額	
使用計画		

注 この申請書には、当該年度の対象事業の収益を計算した書類を添付すること。

(旧)

# **第二十号様式**(第七条第二項第三号)

事業収益使用承認申請書

資金の種類	資金
貸付年度	年度
貸付番号	第 号

年 月 日

千葉県知事

様

事務所の所在地

名 称

代表者職氏名

m

次のとおり 年度の事業収益を貸付金の貸付けを受けた事業以外の用途に使用 したいので承認されたく申請します。

貸 付 対象事業	総事業収益 ( 年度)	円
収益を使用 したい貸付 対象以外の	使用したい 金額	
使用計画		

注 この申請書には、当該年度の対象事業の収益を計算した書類を添付すること。

# 第二十一号様式 (第七条第二項第四号)

# 資金の借受けに関する事情の変更届

資金の種類		資金
貸付年度		年度
貸付番号	第	号

年 月 日

千葉県知事 様

事務所の所在地

名 称

代表者職氏名

次のとおり当団体に事情の変更がありましたので届け出ます。 (事情の変更内容) (旧)

# 第二十一号様式 (第七条第二項第四号)

# 資金の借受に関する事情の変更届

資金の種類	資金
貸付年度	年度
貸付番号	第 号

年 月 日

千葉県知事

様

事務所の所在地

名 称

代表者職氏名 00

次のとおり当団体に事情の変更がありましたので届け出ます。 (事情の変更内容)

### 第二十三号様式 (第八条第二項)

資 金 資 格 喪 失 届

資金の種類		資金
貸付年度		年度
貸付番号	第	号

年 月 日

千葉県知事

届出者 住 所

氏 名

借主との続柄

次のとおり借主としての資格を失いましたので届け出ます。

様

1 借主資格喪失者

住 所

氏 名

2 資格喪失事由発生年月日

年 月 日

- 3 資格喪失の事由
- 注 借主 (又は連帯借主) の死亡によるものは、資金に係る死亡届 (別記第二十四号様式) によること。

(旧)

### 第二十三号様式 (第八条第二項)

資 金 資 格 喪 失 届

資金の種類	資金
貸付年度	年度
貸付番号	第 号

年 月 日

ⅎ

千葉県知事

届出者 住 所

氏 名

借主との続柄

次のとおり借主としての資格を失いましたので届け出ます。

1 借主資格喪失者

住 所

氏 名

2 資格喪失事由発生年月日

年 月 日

様

3 資格喪失の事由

注 借主(又は連帯借主)の死亡によるものは、資金に係る死亡届(別記第二十四号様式)によること。

### 第二十四号様式 (第八条第二項)

資金に係る死亡届

資金の種類		資金
貸付年度		年度
貸付番号	第	号

年 月 日

千葉県知事

様

届出者 住 所

<u>氏 名</u>

借主との続柄

次のとおり 資金の借主 (連帯借主)が死亡しましたので届け出ます。

死亡者 生前 住所

氏名

上記借主の債務残額については私が継承して償還に当たります。

年 月 日

債務継承者 住 所

氏 名 ⑩

借主との続柄

注

- 1 死亡診断書又は除籍された戸籍抄本を添付すること。
- 2 死亡者が借主のときは、債務継承者の署名押印すること。

(旧)

### 第二十四号様式 (第八条第二項)

資金に係る死亡届

資金の種類		資金
貸付年度		年度
貸付番号	第	号

年 月 日

千葉県知事

届出者 住 所

氏 名 印

借主との続柄

次のとおり 資金の借主 (連帯借主)が死亡しましたので届け出ます。

死亡者 生前 住所

氏名

上記借主の債務残額については私が継承して償還に当たります。

年 月 日

様

債務継承者 住 所

氏名 ⑩

借主との続柄

注

- 1 死亡診断書又は除籍された戸籍抄本を添付すること。
- 2 死亡者が借主のときは、債務継承者の署名押印すること。

### 第二十六号様式 (第九条第二項)

資金増額貸付申請書

資金の種類	資金
貸付年度	年度
貸付番号	第 号

年 月 日

(1)

千葉県知事

借 主住所

氏 名

(児 童)

法定代理人 住 所

氏 名

次のとおり 資金を増額して借り受けたいので申請します。

1 増額申請金額

円(月額 円)

年 月から 年 月まで**)** 2 増額期間 年 月 (

3 増額を必要とする理由

上記の借入について連帯して債務を負担します。

年 月 日

連帯保証人 住 所

氏 名 A

- 1 修学資金又は修業資金を借り受ける場合(2の場合を除く。)、借主は母又は父と 児童の2人となるものであること。
- 2 父母のない児童の場合は、法定代理人を必要とするものであること。

(旧)

### 第二十六号様式 (第九条第二項)

資金増額貸付申請書

資金の種類		資金	
貸付年度		年度	
貸付番号	第	号	

年 月 日

千葉県知事

様

借 主 住 所

氏 名 (1)

(児 童)

法定代理人 住 所

氏 名 (A)

次のとおり 資金を増額して借り受けたいので申請します。

1 増額申請金額

2 増額期間

円(月額 円)

年 月から 年 月まで**)** 年 月 (

3 増額を必要とする理由

上記の借入について連帯して債務を負担します。

年 月 日

連帯保証人 住 所

氏 名 1

- 1 修学資金又は修業資金を借り受ける場合(2の場合を除く。)、借主は母と児童の 2人となるものであること。
- 2 父母のない児童の場合は、法定代理人を必要とするものであること。

# 第二十九号様式(第十条)

資金貸付辞退(減額)申出書

資金の種類	Ş	金
頁 亚 > / 1里/5	.5	4 NY.
貸付年度	生	F度
貸付番号	第	号

年 月 日

千葉県知事

借 主 住 所

氏 名

連 帯 借 主(児童名)

次のとおり 資金の貸付けを辞退(減額)したいので申し出ます。

1 辞退(減額)金額

円(月額 円)

2 辞退(減額)期日

年 月分から

- 3 辞退(減額)理由
- 注 児童が連帯借主であるときは、借主と児童との連名とすること。

(旧)

### 第二十九号様式(第十条)

資金貸付辞退(減額)申出書

資金の種類		資金
貸付年度		年度
貸付番号	第	号

年 月 日

千葉県知事

借 主 住 所

氏 名

連 帯 借 主(児童名)

En.

次のとおり 資金の貸付けを辞退(減額)したいので申し出ます。

1 辞退(減額)金額

円(月額 円)

2 辞退(減額)期日

年 月分から

3 辞退(減額)理由

注 児童が連帯借主であるときは、借主と連署すること。

### 第三十号様式(第十一条)

資金償還免除申請書

資金の種類		資金
貸付年度		年度
貸付番号	第	号

年 月 日

千葉県知事

借 主 住 所

氏 名

連帯借主(児童名)

法定代理人 住 所

氏 名

連帯保証人 住 所

氏 名

次のとおり 資金の償還を免除願いたく申請します。

償還免除申請金額	元金	円			利子		円
借用金額				円	利子		円
償還計画	方法	年	賦償還		期間	年 年	月から 月まで
償還済額			円	償還済の期間		年 年	月から 月まで
償還免除申 請の理由							

#### 注

- 1 連帯借主である児童及び父母のない児童の場合は、法定代理人を必要とすること。
- 2 借主の死亡又は廃疾の状況が確認できる書類を添付すること。

(旧)

### 第三十号様式(第十一条)

資 金 償 還 免 除 申 請 書

資金の種類	資金	
貸付年度	年度	
貸付番号	第 号	

年 月 日

千葉県知事 様

借 主 住 所

氏 名

連帯借主(児童名)

法定代理人 住 所

氏 名

連帯保証人 住 所

氏 名 ⑩

次のとおり 資金の償還を免除願いたく申請します。

					- 0. /	•	
償還免除申請金額	元金			円	利子		円
借用金額				円	利子		円
償還計画	方法	年	賦價	賞還	期間	年 年	月から 月まで
償還済額			円	償還済(	り期間	年年	月から 月まで
償還免除申 請の理由							

注

- 1 連帯借主である児童及び父母のない児童の場合は、法定代理人を必要とするこ
- 2 借主の死亡又は廃疾の状況が確認できる書類を添付すること。
- 3 借主、連帯借主、法定代理人及び連帯保証人は、氏名を自署することにより、押 印を省略することができる。

### 第三十一号様式 (第十一条)

資金償還金支払猶予申請書

(個人)

資金の種類	資金
貸付年度	年度
貸付番号	第 号

年 月 日

千葉県知事

様

 信
 主
 住
 所

 氏
 名

 連帯借主(児童名)

 法定代理人 住 所
 氏 名

 連帯保証人 住 所

氏 名

次のとおり 資金の償還金を支払猶予願いたく申請します。

21.		34 34	D. C. J. C.	311 3 70%	11, 0 0, 7 0
支払猶予	元金		円	年	月からの償還分 月まで
申請金額	利子		円	年	月までの原塞力
支払猶予		年	月から	年	月間
期間		年	月まで	+	月间
支払猶予					
申請の理由					

### 注

- 1 連帯借主となるべき児童及び父母のない児童の場合は、法定代理人を必要とすること。
- 2 児童の進学等による修学修業資金の場合は、在学証明書を添付すること。

(旧)

### 第三十一号様式 (第十一条)

資金償還金支払猶予申請書

(個人)

の種類	資金	·金														
付年度	年度	度	J	]	]	1	1	]	]	1	1	1	1	] F	]	日
貸付番号	第 号	号														

千葉県知事

様

借	主	住	所		
		氏	名		lacktriangle
連帯信	告 主	(児童	置名)		<u> </u>
法定代	理人	住	所		
		氏	名		<u> </u>
連帯保	証人	住	所		
		氏	名		<u> </u>

次のとおり 資金の償還金を支払猶予願いたく申請します。

支払猶予	元金		円	年	月から 月まで
申請金額	利子		円	年	月までの原爆力
支払猶予 期 間		年年	月から 月まで	年	月間
支払猶予					
申請の理由					

注

- 1 連帯借主となるべき児童及び父母のない児童の場合は、法定代理人を必要とすること。
- 2 児童の進学等による修学修業資金の場合は、在学証明書を添付すること。
- 3 借主、連帯借主、法定代理人及び連帯保証人は、氏名を自署することにより、押 印を省略することができる。